

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 2
- 大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指
定…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に
関する公告…………… 4
- 特定計量器の定期検査…………… 6
- 一般競争入札の執行（揮発油（環境局）の買入れ等）…………… 6
- 一般競争入札の執行（総務事務システムサーバ機器等一式の借
入れ）…………… 10
- 総合評価一般競争入札の執行（大阪市中心卸売市場南港市場施
設整備事業）…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了…………… 21
- 開発行為に関する工事の完了…………… 23
- 開発行為に関する工事の完了…………… 24
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… 25
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定…………… 26
- 大阪市立此花屋内プールほか2施設の供用時間の変更の承認…………… 27
- 大阪市立西三国センターほか7施設の臨時休館の承認…………… 27
- 放置自動車の処理…………… 28
- 出戸駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認…………… 29
- 落札者等の公示…………… 29

公 告

- 一般競争入札の執行（ダンボールの売払い等）…………… 30
- 一般競争入札の執行（レントゲンフィルム（封筒や段ボール等
の不純物含む）の売払い）…………… 33
- 一般競争入札の執行（廃棄文書・古紙等の売払い）…………… 35

○一般競争入札の執行（中古回転板積込式小型ごみ収集車（ニッサン、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定）の 売払い等）	38
○職員団体の登録事項の変更（大阪市役所労働組合）	42

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 こどもの貧困対策推進担当部長及びエネルギー政策調整担当課長の人員を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成30年 8 月 3 日）から施行することにしました。
（平成30年大阪市規則第102号 人事室人事課）

◇大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 動物園担当課長を飼育担当課長に名称変更することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成30年 8 月 3 日）から施行することにしました。
（平成30年大阪市規則第103号 人事室人事課）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第102号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第2 こども青少年局の項中「3」を「2」に改める。

別表第3 環境局環境施策部の項中「6」を「5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



大阪市規則第103号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 大阪市天王寺動物公園事務所の項中「動物園担当課長」を「飼育担当課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第1053号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行ったので、第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定緊急避難場所（一時避難場所）

施 設 名	所 在 地
海老江東公園	福島区海老江1丁目4番

〔以上、平成30年7月2日指定〕

2 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施 設 名	所 在 地
ライオンズマンション千鳥橋	此花区伝法4丁目1番3号

〔以上、平成30年6月2日指定〕

3 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施 設 名	所 在 地
せいりょう姫島	西淀川区姫島2丁目15番8号

〔以上、平成30年 6 月19日指定〕

4 指定避難所（福祉避難所）

施 設 名	所 在 地
せいりょう姫島	西淀川区姫島 2 丁目15番 8 号

〔以上、平成30年 6 月19日指定〕

（危機管理室危機管理課）



大阪市告示第1054号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定に基づき
大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり
公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ鶴見安田店

大阪市鶴見区安田 1 丁目1663番 1 外 7 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

土砂 良藏

大阪市鶴見区安田 3 丁目11番40号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治

東京都中央区日本橋本町 3 丁目 6 番 2 号

他 未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年 3 月24日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,246㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物西側	15台
建物屋上	60台
建物南側	5 台

(自動二輪車)	
合計	80台 (うち自動二輪車5台)

② 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物南側	106台 (うち原動機付自転車7台)

③ 荷さばき施設の面積

51m²

④ 廃棄物等の保管施設の容量

14.5m³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ライフコーポレーション	午前7時	翌午前2時
未定		

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時50分から翌午前2時10分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

駐 車 場	出 入 口 の 数 及 び 位 置
敷地西側	出入口1箇所
合計	1箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成30年7月23日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

② 大阪市鶴見区役所総務課(政策推進)

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 鶴見区役所4階

(2) 期間

平成30年8月3日(金)から同年12月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年12月3日（月）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第1055号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成30年

中 央 区

検 査 月 日	曜日	検 査 場 所	所 在 地
9 月 6 日	木	南 大 江 小 学 校	農 人 橋 1 丁 目 3 番 3 号
9 月 7 日	金	南 小 学 校	東 心 斎 橋 1 丁 目 14 番 29 号
9 月 10 日	月	東 中 学 校	大 手 前 4 丁 目 1 番 5 号
9 月 11 日	火	上 町 中 学 校	上 本 町 西 3 丁 目 2 番 30 号
9 月 13 日	木	高 津 小 学 校	高 津 3 丁 目 4 番 21 号
9 月 19 日	水	中 央 区 役 所	久 太 郎 町 1 丁 目 2 番 27 号
9 月 20 日	木	も と 芦 池 小 学 校	南 船 場 3 丁 目 7 番 7 号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

（経済戦略局計量検査所）

大阪市告示第1056号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ① 揮発油（環境局） 146KL
- ② 揮発油（消防局） 120KL
- ③ 軽油（環境局） 298.6KL

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年10月1日（月）から平成30年12月31日（月）まで

(4) 納入方法及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①～③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年8月22日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (8) 災害発生時等に対応可能な体制が整備されていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年 8 月22日（水）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年 8 月22日（水）午後 5 時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年 9 月19日（水）から同月20日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 開札予定日時 平成30年 9 月21日（金）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年 9 月21日（金）午前11時から午前11時30分まで
 - イ 開札予定日時 平成30年 9 月21日（金）午前11時30分
 - ウ 場所 大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年 9 月20日（木）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年 8 月22日（水）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 契約日以降に、揮発油税及び軽油引取税の税率に改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Gasoline (Environment Bureau) 146 KL
 - ② Gasoline (Osaka Municipal Fire Department) 120 KL
 - ③ Gas oil (Environment Bureau) 298.6 KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 22 August 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 19 September 2018 to 5:00PM, 20 September 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 21 September 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 20 September 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1057号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量
総務事務システムサーバ機器等一式
(電子入札対象案件)
- (2) 借入の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成31年3月1日(金)から平成36年12月31日(火)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年8月22日(水)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることを示した

書類の提出ができること

- (8) 仕様書に記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO 27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年8月22日（水）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年8月22日（水）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年10月9日（火）から同月10日（水）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成30年10月11日（木）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年10月11日（木）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成30年10月11日（木）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年10月10日（水）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当

する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年8月22日（水）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Long-term lease of server equipments for General Affairs Clerical System 1 set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 22 August 2018

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 9 October 2018 to 5:00PM, 10 October 2018

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 11 October 2018

③ by post: 5:00PM, 10 October 2018

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-
chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1058号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

(1) 入札担当 〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業
創造館9階

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

電話：06-6484-7424

(2) 契約担当 〒559-0032 大阪市住之江区南港南5丁目2番48号

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理担当

電話：06-6675-2012

(3) 整備担当 〒559-0032 大阪市住之江区南港南5丁目2番48号

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理担当（南港市場整備
担当）

電話：06-6675-2011

(4) 技術提案 〒559-0032 大阪市住之江区南港南5丁目2番48号

資料の受付 大阪市中央卸売市場南港市場業務管理担当（南港市場整備
担当）

電話：06-6675-2011

2 入札に付する事項

(1) 事業名称

大阪市中央卸売市場南港市場施設整備事業

(2) 事業場所

大阪市中央卸売市場南港市場（大阪市住之江区南港南5丁目2番48号）

(3) 事業期間

① 実施設計期間

契約締結日から解体撤去終了時（平成35年 6 月30日）まで

② 建設工事期間

・ 工事目的物の施工

平成31年10月 1 日から平成35年 6 月30日まで

・ 性能評価検証期間

大動物棟又は小動物棟の稼働後（平成33年 7 月 1 日）から平成36年 6 月30日まで

(4) 事業概要

大阪市中央卸売市場南港市場において、大動物棟、小動物棟、その他施設等の新築工事、及び本館棟の大規模改修工事並びに、一部既存施設の撤去工事、外構整備工事を行うと共に、施設稼働後の施設の性能評価検証（以下「維持管理」という。）を行うものである。

① 事業対象施設

大阪市中央卸売市場南港市場（大阪市住之江区南港南 5 丁目 2 番48号）

② 整備概要

ア 大動物棟、小動物棟、関連施設、病畜棟その他施設の新築工事

（上記施設の建築、設備（電気・給排水衛生ガス・空調換気）、昇降機、通信設備、卸売市場関連設備、食肉事業関連設備、冷凍冷蔵設備の各一式工事を含む）

イ 本館棟の改修工事（減築を含む）

ウ 既存施設（仲卸棟・福利厚生棟等）の撤去工事及び外構整備工事

エ 新施設稼働後、3年間の維持管理を行う。

上記ア・イ・ウ（アのうち食肉事業関連設備、冷凍冷蔵設備を除く）の工事を「建築工事」、アのうち食肉事業関連設備、冷凍冷蔵設備を「食肉処理プラント工事」という。

なお、維持管理とは、上記アの施設整備完了後の要求水準を満たす技術提案（施設機能および4年目以降の維持管理方法等）の検証を目的として実施する運転管理及び保守点検である。

(5) 入札方法

大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）または郵送による。

(6) 発注方式

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の混合方式

なお、本事業の発注方式は、技術提案に基づいた対象施設の実施設計・工事を一括して発注する方式である。

(7) 入札予定価格

事後公表（事前に提出された技術提案書により予定価格を決定する。）

(8) 低入札価格調査
適用

(9) 議会の議決
要

(10) W T O
適用

(11) 落札方式

本事業の落札方式は、対象施設の実施設計・工事及び維持管理に係る技術提案を求め、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型）である。

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 単体企業に関する条件（主たる設計業務を下請契約とすることは認めないものとする。）

※ 主たる設計業務とは業務の総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を指す。

① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の建築一式工事総合評定値が1,200点以上であること

なお、入札参加申請時点で有効かつ最新の経営事項審査総合評定値の数値を採用すること

② 建設業法第3条の規定に基づく、「建築工事業」及び「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を有すること

③ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けていること

④ 設計業務の管理技術者として下記ア及びイの条件を満たす者を配置できること

ア 直接雇用関係を有していること

イ 建築士法第5条の規定に基づく一級建築士の登録を受けていること

⑤ 工事期間について、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

ただし、「建築工事業」及び「機械器具設置工事業」の配置技術者は同一でなくてもよいものとする。

ア 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること

イ 専任の技術者を配置できること。ただし、設計期間等、現場が稼働していない期間については専任を要しないものとする。

ウ 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証するものを有する者であること

エ 常勤の自社工員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であ

- り、かつ、入札参加資格申請書提出時において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること
- ⑥ 平成15年度以降発注のと畜場法第3条に基づく「と畜場」を有する延床面積5,000㎡以上の「食肉卸売市場（※1）」または、「産地食肉センター（※2）」における新築・増築・改築の食肉処理プラント工事元請けとしての契約履行実績（履行中のものを除く）を有していること
- ※1 卸売市場法第2条に基づく「中央卸売市場」または「地方卸売市場」において、取扱品目が肉類の施設
- ※2 主に食肉用家畜（牛・豚等）の生産地において、食肉用家畜をとさつ解体から部分肉処理加工等を行う食肉処理施設
- ⑦ 平成15年度以降発注のと畜場法第3条に基づく「と畜場」を有する延床面積5,000㎡以上の「食肉卸売市場（※1）」または、「産地食肉センター（※2）」における新築・増築・改築の設計業務の元請けとしての契約履行実績（履行中のものを除く）を有していること
- ※1 卸売市場法第2条に基づく「中央卸売市場」または「地方卸売市場」において、取扱品目が肉類の施設
- ※2 主に食肉用家畜（牛・豚等）の生産地において、食肉用家畜をとさつ解体から部分肉処理加工等を行う食肉処理施設
- ⑧ 本施設が災害時及び故障時等で緊急対応が必要な場合、対応可能な技術（提携する企業の技術者を含む）を6時間以内に本施設または設備設置場所に配置できること
- ⑨ 入札参加申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税、都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金）を完納していること
- ⑩ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- ⑪ 消費税及び地方消費税を完納していること
- ⑫ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）を受けていないこと
- ⑬ 大阪市競争入札参加停止措置要綱にもとづく停止措置を受けていないこと
- ⑭ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- ⑮ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

- ⑯ 経営事項審査の審査基準日が1年7カ月以上経過していないこと。
 - ⑰ ⑯の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事の年平均が「0」でないこと
 - ⑱ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用を除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
- (2) 共同企業体に関する条件（主たる設計業務を下請契約とすることは認めないものとする。）
- ※ 主たる設計業務とは業務の総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を指す
- ① 共同企業体は2者から4者による自主結成とすること
 - ② 代表者は、以下の条件を満たすこと
 - ア (1)の①、⑤、⑧～⑱の条件を満たすこと
 - イ 建設業法第3条の規定に基づく「建築工事業」の特定建設業の許可を有すること
 - ウ ア、イの条件を満たすもののうち、食肉処理プラント工事の業務を行うものは、建設業法第3条の規定に基づく「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を有し、当該工事業における(1)の⑤の技術者を配置できること、かつ(1)の⑥の条件を満たすこと。ただし、「建築工事業」の配置技術者と同一でなくてもよいものとする。
 - エ ア、イの条件を満たすもののうち、実施設計を行う者は、(1)の③、④、⑦の条件を満たすこと
 - ③ 代表者以外の構成員は、以下の条件を満たすこと
 - ア 建築工事を行うものは、経営事項審査結果の建築一式工事総合評定値が1,000点以上であること、及び、建設業法第3条の規定に基づく、「建築工事業」の特定建設業の許可を有し、かつ(1)の⑤、⑧～⑱の条件を満たすこと
 - イ 食肉処理プラント工事を行うものは、建設業法第3条による「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を有し、かつ(1)の⑤、⑥、⑧～⑱の条件を満たすこと
 - ウ 実施設計を行うものは、(1)の③、④、⑦、⑧～⑪、⑬～⑮の条件を満たすこと
 - ④ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ⑤ 単体と共同企業体の構成員（代表者含む）を重複することはできない。
- (3) 本事業に係る支援業務（平成29年度大阪市中心卸売市場南港市場施設整備基本設計その他業務委託）の受注者及び受注者と提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者であるこ

と

なお、本事業に係る支援業務の受注者及び受注者と提携関係にある者は次のとおりである。

- ① 株式会社ピーピーアイ計画・設計研究所
- ② 株式会社大建設計

(4) 関係会社の入札参加制限

入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合（共同企業体を含む。）とその構成員

イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合のその支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社等の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

オ 一方の会社等の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

- ④ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 4 入札説明書、要求水準書、事業請負契約書、建築関係資料（基本設計書、維持管理計画等）の配布
公告日から電子調達システムより配布する。
- 5 入札参加資格申請書等の提出
公告日から平成30年 8 月31日（金）午後 5 時までに電子入札システム及び郵送により行うこと
- 6 事業費内訳書の交付
平成31年 1 月 7 日（月）に電子入札システムまたは郵送により交付する。
- 7 入札書の提出期間
平成31年 1 月23日（水）午前 9 時から同月24日（木）午後 5 時までに電子入札システムにより提出すること
なお、郵便入札の場合は平成31年 1 月24日（木）午後 5 時までに必着すること
- 8 事業費内訳書の提出
入札にあたっては、事業費内訳書の提出を要する。
- 9 開札の日時及び場所
(1) 日時（予定）
平成31年 1 月25日（金）午前10時
(2) 場所
電子入札システム及び大阪市契約管財局
- 10 入札の無効
(1) 大阪市契約規則第28条第 1 項各号の一に該当する入札
(2) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
(3) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
(4) 事業費内訳書を提出しない者が行った入札
(5) 事業費内訳書が、次の項目に該当する場合
① 事業名称、商号又は名称の記載がない。
② 内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない。
③ 商号または名称あるいは共同企業体名称が、入札書の情報と異なる。
ただし、明らかに誤字や脱字と認識できる場合、又は、入札書提出時以降に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。
(6) 指定する日時までに技術提案書を提出しない者の入札
(7) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合
① 指定する日時までに低入札価格根拠資料を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
② 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領15条の規定に該当する技術者を配置できない落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
(8) 開札時から落札決定までの間において、単体企業若しくは共同企業体の

構成員が次のいずれかに該当した場合（共同企業体の代表者以外の実施設計のみを行う構成員については②、③のみ）

- ① 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けた場合
 - ② 大阪市競争入札参加停止措置要項に基づく停止措置を受けた場合
 - ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
 - ④ 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7ヶ月以上経過した場合
 - ⑤ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の書類の完成工事の年平均が「0」の場合
- (9) 3(4)に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

11 落札者の決定方法

- (1) 総合評価に関する技術提案書の評価を行い、価格と価格以外の要素を総合的かつ適正に評価する。予定価格の制限の範囲内で評価値の最も高いものを落札候補者とする。ただし、同じ評価値の者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定する。くじの詳細については、大阪市契約管財局1(1)から指示する。
- (2) 落札となるべき入札が、低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る入札である場合には、落札決定を保留し、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」を準用して、低入札価格調査を行う。

12 評価結果の公表予定

総合評価落札方式（高度技術提案型）により評価した結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表日
平成31年1月30日（水）
- (2) 場所
大阪市電子調達システムによる。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上） 免除
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）

14 前払金

当該事業の工事費の前払金は、各年度出来高予定額の40%以内（中間前払金については20%以内）とする。ただし、当該事業のうち設計費における前払金は、設計費の30%以内（前払金支出は2019年度とする）とし、中間前払い金については認めない。

15 契約条項を示す場所

大阪市電子調達システム（公告日に掲載）及び1(2)の担当とする。

16 その他

- (1) この調達については、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本案件は、農林水産省の交付金の確保を前提とした事業であるため、交付金の確保の有無及び時期によっては、入札を取止めもしくは延期することがある。入札実施の有無、及び、入札を延期する場合の入札書の提出期間、開札の日時、評価結果の公表予定の日程等は、交付金の交付の有無等が確定する平成30年10月以降に公告する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (8) 詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract :
The Project for Renovation of Osaka City Central Wholesale Markets
South Port Wholesale Market (Nanko shijo)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation :
5:00PM, 31 August 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders :
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System :
from 9:00AM, 23 January 2019 to 5:00PM, 24 January 2019
 - ② by post : 5:00PM, 24 January 2019
- (4) A contact point where tender documents are available :
Public Works Contracts Department, Contracts Division, Contracts
and Property Management Bureau, The city of Osaka 4-5 Osaka Sangyo
Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL
06-6484-7424
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1059号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行

為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 3 月 29 日 大阪市指令都計（開）第97号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区加島 1 丁目 441 番 1, 442 番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市八雲東町 1 丁目 22 番 2 号 1

富士林業株式会社

代表取締役 平山 実

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延 長			
道路	1.545m	53.448m	大阪市	大阪市	拡幅 すみ切り 1 ヶ 所含む
道路	0.120～ 0.663m	51.968m	開発者	開発者	拡幅
道路	5.000m	34.710m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヶ所含む
下水道	D=150mm	11.000m	大阪市	—	集水ますⅠ型インバ ート付 5 ヶ所 新設工
下水道	D=150mm	3.500m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 1 ヶ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型インバ ート付 1 ヶ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	D=150mm	0.100m	大阪市	—	集水ますⅠ型 1 ヶ所 撤去工
下水道	D=150mm	1.650m	大阪市	—	集水ますⅢ型

					2ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	2.000m	大阪市	—	集水ますⅡ型 2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1060号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 4 月 13 日 大阪市指令都計（開）第98号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区平野東1丁目9番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市阿倍野区文の里4丁目21番30号

有限会社マウスホーム

取締役 村山 浩美

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延 長			
道路	4.000m	23.830m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	4.900m	大阪市	—	集水ますⅠ型インバ ート付 2ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	5.150m	大阪市	—	新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			

下水道	D=150mm	2.450m	大阪市	—	集水ますⅠ型 1ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	5.150m	大阪市	—	撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第1061号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 5 月 1 日 大阪市指令都計（開）第30-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区沢之町2丁目68番1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区東湊町5丁285番地2

大拓木材株式会社

代表取締役 裏部 光一

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延 長			
道路	5.000m	32.170m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	12.050m	大阪市	—	集水ますⅠ型インバ ート付 4ヵ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型インバ ート付 2ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設	概 要	管理者	用地の	摘 要
------	-----	-----	-----	-----

の 種 類	幅員 (管径)	延長		帰属	
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅡ型 1ヵ所 撤去工
下水道	管径不明	3.850m	大阪市	—	不明ます 1ヵ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1062号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成30年8月3日

大阪市長 吉 村 洋 文

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①青山 真人 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22 ④
ぼうこう機能障がい ⑤平成30年7月1日

①石井 啓一 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22 ④
ぼうこう機能障がい ⑤平成30年7月1日

①平山 篤志 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④心臓機能障がい
⑤平成30年7月1日

①鎌倉 武史 ②大手前病院 ③中央区大手前1-5-34 ④聴覚・平衡機能障
がい、音声・言語機能障がい ⑤平成30年7月1日

①西村 健作 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2-1-14 ④ぼうこう又
は直腸機能障がい ⑤平成30年7月1日

①河野 悌司 ②森之宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④音声・言語・そし
ゃく機能障がい ⑤平成30年7月1日

①河原田 修身 ②育和会記念病院 ③生野区巽北3-20-29 ④心臓機能障が
い ⑤平成30年7月1日

①安宅 伸介 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7 ④
視覚障がい ⑤平成30年7月1日

①水野 龍義 ②みずのクリニック ③北区本庄東2-10-21 メゾンドアヴェ
ルⅣ1階 ④肝臓機能障がい ⑤平成30年7月1日

①大園 誠一郎 ②森之宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④じん臓機能障がい ⑤平成30年7月1日

①福本 大介 ②大阪回生病院 ③淀川区宮原1-6-10 ④心臓機能障がい ⑤平成30年7月1日

①浅井 克則 ②大阪国際がんセンター ③中央区大手前3-1-69 ④肢体不自由 ⑤平成30年7月1日

①小泉 敏三 ②日本生命病院 ③西区江之子島2-1-54 ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成30年7月1日

①飯田 悠人 ②大阪赤十字病院 ③天王寺区筆ヶ崎町5-30 ④視覚障がい ⑤平成30年7月1日

①阿部 孝 ②阪和住吉総合病院 ③住吉区南住吉3-2-9 ④直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい ⑤平成30年7月1日

①松本 健 ②大阪府済生会野江病院 ③城東区古市1-3-25 ④呼吸器機能障がい ⑤平成30年7月1日

①伊藤 鉄夫 ②大阪府済生会野江病院 ③城東区古市1-3-25 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成30年7月1日

①貝崎 亮二 ②大阪市立十三市民病院 ③淀川区野中北2-12-27 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成30年7月1日

①三木 義仁 ②多根総合病院 ③西区九条南1-12-21 ④肢体不自由 ⑤平成30年7月1日

①馬淵 享子 ②まつもと眼科 ③生野区勝山北5-20-20 ④視覚障がい ⑤平成30年7月1日

①柏木 宗憲 ②トキワクリニック ③阿倍野区旭町1-1-17 ④じん臓機能障がい ⑤平成30年7月1日

①高岡 源 ②たかおか眼科クリニック ③住吉区南住吉1-4-7 メディカルセンター長居2階 ④視覚障がい ⑤平成30年7月1日

①中道 悠太 ②大阪府済生会泉尾病院 ③大正区北村3-4-5 ④視覚障がい ⑤平成30年7月1日

①安田 守孝 ②北大阪病院 ③淀川区西宮原2-7-17 ④肢体不自由 ⑤平成30年6月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第1063号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④主たる医師の氏名 ⑤
指定年月日

①大阪警察病院 ②天王寺区北山町10-31 ③耳鼻咽喉科 ④松代 直樹 ⑤平
成30年 4 月 1 日

①大阪警察病院 ②天王寺区北山町10-31 ③心臓脈管外科 ④西 宏之 ⑤平
成30年 4 月 1 日

①日本生命病院 ②西区江之子島二丁目 1 -54 ③耳鼻咽喉科 ④藤田 信哉
⑤平成30年 4 月30日

①日本生命病院 ②西区江之子島二丁目 1 -54 ③眼科 ④谷井 啓一 ⑤平成
30年 4 月30日

①日本生命病院 ②西区江之子島二丁目 1 -54 ③腎臓 ④宇津 貴 ⑤平成30
年 4 月30日

①日本生命病院 ②西区江之子島二丁目 1 -54 ③整形外科 ④毛利 年一 ⑤
平成30年 4 月30日

①関西電力病院 ②福島区福島二丁目 1 -7 ③肝臓移植術後の抗免疫療法 ④
吉澤 淳 ⑤平成30年 7 月 1 日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)



大阪市告示第1064号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3
条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、
同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施 設 名	月 日	供 用 時 間
大阪市立此花屋内プール	平成30年 8 月 7 日（火）から 同月12日（日）まで	午前 8 時30分 から午後 9 時まで
大阪市立西淀川屋内プール	平成30年 8 月14日（火）から 同月19日（日）まで	
大阪市立住之江屋内プール	平成30年 8 月11日（土）から 同月12日（日）まで 及び同月14日（火）から 同月17日（金）まで	

(環境局総務部施設管理課)



大阪市告示第1065号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時の休館日を承認したので、同条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施 設 名	年 月 日
大阪市立西三国センター	平成30年 8 月11日（土）、同月12日（日）及び同月14日（火）
大阪市立三国センター	平成30年 8 月12日（日）及び同月14日（火）から同月19日（日）まで
大阪市立東三国センター	平成30年 8 月14日（火）から同月16日（木）まで
大阪市立北中島センター	平成30年 8 月13日（月）から同月17日（金）まで
大阪市立西中島センター	平成30年 8 月11日（土）及び同月13日（月）から同月15日（水）まで
大阪市立宮原センター	平成30年 8 月14日（火）から同月16日（木）まで
大阪市立啓発センター	平成30年 8 月11日（土）、同月12日（日）及び同月14日（火）から同月16日（木）まで
大阪市立柴島センター	平成30年 8 月16日（木）から同月19日（日）まで

（環境局環境管理部環境管理課）



大阪市告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年 8 月17日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 （ヤマハ 黒色）	東住吉区湯里 5 丁目19番先
2	自動二輪車 （ホンダ 黒色）	平野区加美北 4 丁目 3 番先

（建設局総務部路政課）

大阪市告示第1067号

出戸駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成30年8月3日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

料 金 収 受 方 法	区 画	一時利用料金（原動機付自転車）
人的対応	一般区画	1 日 1 回200円

備考

- この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。
(建設局企画部方面調整課)

大阪市水道局告示第46号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

①水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場ほか1か所）6月～8月 概算買入 1,150,000kg ②随意契約 ③30.6.8 ④網干産業（株）大阪営業所 大阪府大阪市鶴見区諸口4-8-28 ⑤47,196,000円 ⑦地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

①水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）6月～8月 概算買入 1,150,000kg ②随意契約 ③30.6.8 ④岡畑産業（株）大阪支店 大阪府大阪市中

中央区南船場 1-7-11 ⑤38,502,000円 ⑦地方公営企業法施行令第21条の14
第1項第5号

(水道局総務部管財課)

公 告

大阪市公告第65号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所本庁舎 4 階
大阪市総務局行政部総務課（総務グループ）
電話 06-6208-7415

2 入札に付すべき事項

売 払 物 品		予 定 数 量
合計		約139,464kg
内 訳	ダンボール	約7,460kg
	その他紙類	約40,360kg
	古新聞	約9,060kg
	シュレッダー	約21,490kg
	廃棄簿冊	約60,320kg
	アルミ缶	約774kg

3 契約期間

平成30年10月 1 日（月）から平成31年 3 月31日（日）まで

4 集積場所

- (1) 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎 地下2階及び地下4階
総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）
- (2) 大阪市西区北堀江 4-3-14 大阪市公文書館
総務局行政部公文書館
- (3) 大阪市西区立売堀 4-10-18 大阪市阿波座センタービル 1 階及び5階
I C T戦略室活用推進担当
- (4) 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-13-23 あべのフォルサ 4 階
人事室職員人材開発センター

- (5) 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-10-1-100 あべのベルタ西館 2 階
人事室管理課

5 入札参加資格

- (1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること
交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に対し物品売払入札参加申請を行い、承認証の交付を受けること。ただし、平成30年8月17日（金）までに平成30・31年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていない場合は、入札に参加することができない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

6 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
上記1に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成30年8月17日（金）までの大阪市の休日を定める条例（平成3年条例第42号）第1条に掲げる日（以下「本市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1において無償により交付する。
なお、大阪市総務局ホームページからダウンロードも可
http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/11-Curr.html
- (3) 入札参加申請書の受付
公告の日から、平成30年8月17日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）（参加申請に要する書類）
- ア 一般競争入札参加申請書（本市様式）
- イ 平成30・31年度大阪市物品売払入札参加承認証の写し
平成30・31年度大阪市物品売払入札参加要領は、大阪市電子調達システムからダウンロードすること
http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/urihara_i.html
- ウ 大阪府の廃棄物再生事業者登録証の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）
- エ 代理人による入札参加の場合は、委任者の作成した委任状等の委任

の旨を証明する書面

7 入札参加資格の審査等

上記 6 (3)の入札参加申請書の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

8 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の 6 分の 2 の額以上を納付し、平成30年 8 月 29 日（水）午後 5 時までに納付したことを証する書類を提出すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

9 入札執行日時及び場所

平成30年 8 月 28 日（火） 午前10時30分

大阪市役所本庁舎地下 1 階 第 6 共通会議室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分（税率については 8 %）を含むものとする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

12 入札の無効

(1) 大阪市契約規則第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 本契約は単価契約とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づ

く誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(総務局行政部総務課)

大阪市公告第66号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 契約担当

〒565-0874 大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号

大阪市立弘済院 管理課 (計理)

電話06-6871-8003

2 入札に付すべき事項

売払物品	レントゲンフィルム (封筒や段ボール等の不純物含む) 約1,300kg
------	--

3 下見の日時及び場

下 見 の 日 時	下 見 の 場 所
平成30年 8 月21日 (火) 午前10時から午後 4 時まで (午後 0 時15分から午後 1 時までの 間は除く)	大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号 大阪市立弘済院第 2 特別養護老人 ホーム 倉庫

※ 下見については、「平成30年度大阪市立弘済院レントゲンフィルム売払下見参加申込」を下見の前日までにファックス等により提出し、実施日当日に本申込書を現地まで持参すること。

4 引取場所

大阪市立弘済院第 2 特別養護老人ホーム 倉庫

5 物品引取期限

平成30年 9 月28日 (金)

6 入札参加資格

- (1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、平成30年 8 月20日 (月) までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することが出来ない

※ 平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) 不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当し

ない者であること

- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「廃プラスチック類」が含まれていること）を行っていること

7 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

平成30年 8 月 3 日（金）から平成30年 8 月20日（月）まで

※ 本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）の間

(2) 受付場所

大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号 大阪市立弘済院 管理課事務室

(3) 資格審査

以下の書類を提出すること

（ア）一般競争入札参加申請書

（イ）平成30・31年度「物品売払入札参加承認証（写し）」

（ウ）廃棄物再生事業者登録証（事業の内容に「廃プラスチック類」が含まれていること）の写し

8 入札書の交付

前記 7 に定める受付を行い、入札参加資格を有していることを確認できた者に対して入札書「物品申込書」を交付する。

9 仕様書の交付方法

本公告の日から平成30年 8 月20日（月）までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から13時までを除く）の間、上記 1 において無償により交付する。

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上を入札日翌開庁日までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18条）第37条第 1 項に該当する場合は、免除とする。

12 売買代金納付期限

平成30年10月26日（金）

13 入札執行日時及び場所

平成30年 8 月23日（木） 午前10時00分

〒565-0874 大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号

大阪市立弘済院 寿楽館

14 入札の方法

入札札（物品申込書）に記載する金額には、数量 1 kg 当たりの単価金額に
予定数量を乗じた額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費
税分を含むものとする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札候補者とし、そ
の者が平成30年 8 月24日（金）までに契約保証金を納付したことを証する書
類を提出した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入
札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成30年 8 月24日（金）までに契約保証金を納付し
たことを証する書類を提出しなかった場合は次順位の者を落札候補者とし、
同様の手続きを経ることとする。

16 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札札（物品申込書）を用いないで行った入札
- (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場
合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく
入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札と
みなし無効とする。

17 その他

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要
綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものと
する。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排
除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うこ
とがある。
- (4) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、
遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（大阪市立弘済院管理課）

大阪市公告第67号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 契約担当

〒565-0874 大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号

大阪市立弘済院 管理課（計理）

電話 06-6871-8004

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

売 払 物 品	予 定 数 量
廃棄文書・古紙等	約1,900kg

廃棄文書・古紙等には、ファイル類（パイプファイル、バインダー等）、クリップ、紐等を含む。

(2) 物品引取期限

平成30年 9 月28日（金）

(3) 引取場所

大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号

大阪市立弘済院 車庫及び第 2 特別養護老人ホーム

3 入札参加資格

(1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに下段の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成30年 8 月20日（月）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することが出来ない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成30・31年度の物品売払入札参加申請要綱は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度物品売払入札参加申請証」の申請要領からダウンロードすること。

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後 3 ヶ月以内のもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(3) 入札書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) 入札書提出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 上記 1 に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成30年 8 月20日（月）までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）の間、上記 1 において無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間及び受付場所

本公告の日から平成30年 8 月20日（月）までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）の間、上記 1 において受付する。

5 入札参加に要する書類・受付期間等

(1) 入札参加に要する書類

ア 入札参加申請書兼誓約書（本市交付）

イ 大阪市物品売払入札参加承認証の写し

ウ 廃棄物再生事業者登録証の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

(2) 入札参加申請書兼誓約書等は、入札参加申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。

(3) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された資料については、提出者に無断で他に使用しない。

6 入札参加資格の審査等

5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を指定期限（入札日当日の午後 5 時）までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18条）第37条第 1 項に該当する場合は、免除とする。

9 入札執行日時及び場所

平成30年 8 月23日（木） 午前10時30分

〒565-0874 大阪府吹田市古江台 6 丁目 2 番 1 号

大阪市立弘済院 寿楽館

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が平成30年8月24日（金）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成30年8月24日（金）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は次順位の者を落札候補者とし、同様の手続きを経ることとする。

12 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 その他

- (1) 本契約は単価契約とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

- (3) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（大阪市立弘済院管理課）

大阪市公告第68号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 3 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担 当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売 払 物 品	数量	初度登録/検査年月	車台番号	型 式
---------	----	-----------	------	-----

① 中古回転板積込式小型ごみ収集車 (ニッサン、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成17年 2 月	AKR81-7001272	PB-AKR81AN 改
② 中古回転板積込式小型ごみ収集車 (ニッサン、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成17年 2 月	AKR81-7001280	PB-AKR81AN 改
③ 中古回転板積込式小型ごみ収集車 (ニッサン、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成17年 1 月	AKR81-7001282	PB-AKR81AN 改
④ 中古回転板積込式小型ごみ収集車 (ニッサン、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成17年 1 月	AKR81-7001281	PB-AKR81AN 改
⑤ 中古回転板積込式小型ごみ収集車 (ニッサン、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成17年 2 月	AKR81-7001266	PB-AKR81AN 改
⑥ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成17年 1 月	NKR81-7007241	PB-NKR81AN 改
⑦ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れ)	1 台	平成16年 2 月	NKR81E-7029716	KR-NKR81EP 改
⑧ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG自動車専用ガス容	1 台	平成16年 2 月	NKR81E-7029521	KR-NKR81EP 改

器の充填可能期限切れ)				
⑨ 中古圧縮積込式 小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG 自動車専用ガス容 器の充填可能期限 切れ)	1 台	平成16年 2 月	NKR81E- 7029582	KR-NKR81EP 改
⑩ 中古圧縮積込式 小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG 自動車専用ガス容 器の充填可能期限 切れ)	1 台	平成16年 2 月	NKR81E- 7029592	KR-NKR81EP 改
⑪ 中古圧縮積込式 小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG 自動車専用ガス容 器の充填可能期限 切れ)	1 台	平成16年 2 月	NKR81E- 7029711	KR-NKR81EP 改
⑫ 中古圧縮積込式 小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG 自動車専用ガス容 器の充填可能期限 切れ)	1 台	平成16年 2 月	NKR81E- 7029823	KR-NKR81EP 改
⑬ 中古圧縮積込式 小型ごみ収集車 (いすゞ、CNG 自動車専用ガス容 器の充填可能期限 切れ予定)	1 台	平成17年 1 月	NKR81- 7007076	PB-NKR81AN 改
⑭ 中古普通自家用 ハイブリッド自動 車 (トヨタ)	1 台	平成14年 3 月	AHR10- 0010131	ZA-AHR10W

3 下見日時及び場所

下 見 日 時	下 見 場 所
平成30年 8 月 23 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時まで	環境局南部環境事業センター 大阪市西成区南津守 5-5-26

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、平成30・31年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること。

5 入札説明書等の交付場所

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成30・31年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること。

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成30年 8 月22日（水）午後 5 時30分までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）
- (2) 受付場所 上記 1 に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記 7 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成30年 8 月 24 日（金） 午後 2 時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

13 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

17 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

①～⑬ 環境局事業部事業管理課 電話06-6630-3227

⑭ 環境局環境管理部環境管理課 電話06-6615-7694

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課 電話06-6630-3126

（環境局総務部総務課）

大阪市人事委員会公告第20号

大阪市役所労働組合（登録番号第16号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選及び規約の改正）の件について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成30年 8 月 3 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり登録した。

理事その他の役員名簿

団体における役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	こども青少年局	保育士	井脇 和枝	大阪市此花区梅香2-1-23
副執行委員長	市労組・本部	団体役員	田所 賢治	大阪府茨木市東中条町3-17-902
	生野区役所	事務職員	八尾 高志	大阪府中央区玉造2-3-26-302
	こども青少年局	保育士	山田 倫子	大阪府堺市北区大豆塚町2-57-7
書記長	財政局	事務職員	橘波 慎一	大阪府守口市大日町1-3-38-901
会 計	市労組・本部	団体役員	粕谷 武志	大阪府高槻市真上町1-1-20-203
執行委員	市労組・本部	団体役員	赤垣 光則	奈良県生駒市萩原町714-32
	財政局	事務職員	齋藤 彰英	大阪市港区市岡3-3-29
	こども青少年局	保育士	山崎 永子	大阪府大東市深野北1-7-4
	西区役所	事務職員	宮地 絵美	大阪市東成区中道4-14-16-505
会計監査委員	こども青少年局	保育士	高久 幸枝	大阪府枚方市田宮本町8-8-2
	建設局	技術職員	尾本 正幸	大阪府四条畷市二丁通町4-14
	生野区役所	事務職員	東 裕司	大阪府寝屋川市国松町35-2
特別執行委員	市労組・本部	団体役員	武久 英紀	大阪府堺市美原区真福寺204-1-503
	市労組・本部	団体役員	竹村 博子	大阪市住吉区庭井2-14-10

- 2 職員団体登録簿中第8項（規約の作成又は変更が、地方公務員法第53条第

3 項の規定に適合するものであることを確認する旨)に次のとおり登録した。

「ここに確認する（平成30年 7 月23日登録）」

3 登録年月日

平成30年 7 月23日

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)